

# 本町霞台町内会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称と事務所)

本会は本町霞台町内会と称し、事務所を会長宅に置く

### 第2条 (目的)

本町霞台町内会(以下「会」という)は町内会員の(以下「会員」という)の共通の利益と権利を守り、生活環境の改善、向上ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする

### 第3条 (会員の権利・義務)

会員は会の活動において、すべて平等の権利を有し前条の目的達成に協力する義務を負う

### 第4条 (事業)

第2条の目的に沿い、当会において以下の事業活動を行う

1. 施設及び環境の整備改善
2. 会員相互の親睦及び文化の向上
3. 厚生活動
4. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 組織

### 第5条 (会員)

会員は当町内会に居住し、本会の主旨及び規約に賛成する一世帯を一員とする

### 第6条 (役員)

本会に次の役員をおく

- |         |    |
|---------|----|
| 1.会長    | 1名 |
| 2.副会長   | 2名 |
| 3.総務    | 1名 |
| 4.環境厚生部 | 2名 |
| 5.会計    | 1名 |
| 6.会計監査  | 1名 |

### 第 7 条 (役員の選出・任期)

役員は総会において会員の中より選出する。

2. 役員の任期は 2 年とする 但し、再任は妨げない。

### 第 8 条 (役員の欠員補充)

任期中に役員の欠員が生じた場合は、後任の役員を選出することができるとしてする なお、後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第 9 条 (顧問)

本会に顧問をおくことができる

2. 顧問は役員会の審議を経て、会長がこれを委嘱する

3. 顧問は必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第3章 機関

### 第 10 条 (機関の種類)

本会に次の機関をおく

1. 総会
2. 役員会

### 第 11 条 (総会の成立・議長の選任・議決の方法)

総会は総会に出席した会員を持って構成する。

2. 総会の議長は会員の中からその都度選出する。

3. 議事は出席者の過半数で決める。なお、可否同数の時は議長が決める。

### 第 12 条 (総会)

総会は会の最高の議決機関であって、全会員で構成する総会は毎年一回 4 月に会長が招集する。

### 第 13 条 (臨時総会)

次の場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

1. 役員会が必要と認めた時
2. 全会員の 3 分の 1 以上のものが要求した時

### 第 14 条 (総会付議事項)

総会に付議する事項は次のとおりである。

1. 会則の制定または改正
2. 役員の選出
3. 収支決算及び事業報告

4. 収支予算及び事業計画
5. その他前各項に準ずる重要事項

#### 第 15 条 (役員会)

役員会は会の執行機関として原則として月 1 回以上、また役員の 3 分の 1 以上の者が要求した際に開催しなければならない。

2. 役員会は役員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決める。

3. 役員会は次の事項を審議し執行する。

- 一. 総会決定事項の執行
- 二. 運営に必要な細則の決定
- 三. その他会活動発展のための会務の執行

#### 第 16 条 (自主防災会)

本会に「自主防災会」を置き、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

### 第4章 会計

#### 第 17 条 (収入及び会費)

会の経費は会費・寄付金その他の収入をもってまかなう。

2. 会費は月額 300 円 1 口以上とし毎月徴収する。なお、いったん納入した会費は原則として返却しない。

#### 第 18 条 (予算及び決算)

予算は役員会が起案し、総会の承認をうけなければならない。

決算は役員会が報告書を作成し監査をうけたのち、総会の承認をうけなければならない。

#### 第 19 条 (会計年度)

会計年度は毎年 4 月 1 に始まり翌年 3 月 31 日をもって終了する。

### 第5章 表彰

第 20 条 本会に功績あるものについては、役員会の議を経て表彰する。

## 第 6 章 組織編成地域

第 21 条 本会の組織編成地域は本町 2 丁目周辺地域とする。

### 付則

(施行月日)

この会則は平成元年 4 月 23 日から施行する。

昭和 62.4.19 改正

平成 1.4.23 改正

平成 30.4.22 一部改正

## 本町霞台町内会慶弔規程

1. 次の場合、会員に慶弔金を贈る。
  - 一. 会員の米寿
  - 二. 会員の死亡
2. 慶弔金の額は役員会において定める。